

高知市農業施策等に関する  
意見回答書

平成 29 年 4 月 21 日

高 知 市



## 【要望事項】

### 1 農業振興の施策について

本市における農業関係計画の最上位計画である「第12次高知市農業基本計画」が、このほど策定されました。そこには、県内一の農業生産額を創出しながらも、本市農業の抱える厳しい現状や課題を見据えた、具体的な取組と目指すべき方向性が示されています。

また農業は、地域を支える重要な食料生産活動であるだけでなく、自然環境を護り、教育・文化など多面的機能を有しており、今後の地方創生における重要な役割を担っています。その上、都市農業振興基本法の制定により、市街地における良好な生活環境を形成する貴重な緑地の確保や、災害時の一時避難場所としての活用なども求められています。

このように多面性を持つ、重要な資源である農業が持続的に営まれるためにも、本市における以下のような課題は早期の解決が望まれます。

- 農業従事者の高齢化や後継者不足は深刻で農地の荒廃も進んでいる。また、経営状況は、熾烈な産地間競争、農産物価格の低迷、燃料や農業資材の高騰により、農家所得の低下が顕著である。
- 国が推進する農業政策は、園芸農業が盛んで小規模農家が多い本市の農業経営には適したものとは言い難い制度となっている。
- TPP問題や日豪EPAの影響により規制緩和や農業保護削減が進み、農業を取り巻く状況の厳しさに立ち向かえる対策が求められている。

このような課題が山積する中での農業経営は極めて厳しい状況にあるため、本市における現状課題を解決するために、次の事項について要望します。

- (1) 農家の高齢化や耕作放棄地の増加等の抜本的な課題解決にもつながる「人・農地プラン」が地域別に策定されたものの、具体的な取組はこれからであり、本市農家の潜在的な課題解決には至

っていないため、第12次高知市農業基本計画に示された、各地域の実態と生産の現状を鑑みた具体的な取組を強化すること。

- (2) 新たな農業従事者の確保のためにも、農業体験実習を行える施設や付加価値をつけた新種改良品目の生産につながるような「(仮称)農業技術センター」を設置すること。また、独自に品種改良等に取り組んでいる農家等に対して、商品開発や販路の確保などの支援を行うこと。
- (3) 都市農業振興基本法の制定に伴う地方計画を策定し、防災協力農地の制定や、市街化区域内農地の固定資産税の減免制度などを検討すること。
- (4) 南海トラフ地震の津波に伴う農業用燃油タンクの重油流出による2次被害を防ぐため、ヒートポンプ等の園芸用ハウスの代替暖房機導入や流出防止機能付きタンク整備等に対して行っている「農業タンク津波対策事業補助金」制度を推進し、目的に掲げた対策の実施に取り組むこと。
- (5) 春野地域など、現在未調査の津波浸水予想地域における地籍調査について、災害はいつ発生するのか予測不可能であるため、早期に取り組むこと。
- (6) 農業従事者の減少や高齢化を補うためにも、新たな農業技術や作業の軽減が重要であるため、IT技術を駆使した農業の近代化に対して本市独自の助成制度を創設すること。
- (7) 新規就農者や規模拡大農家の負担を軽減するため、まだ使える、使用されなくなった農機具を必要とする農家が活用できるよう、情報提供をする仕組みづくりを行うこと。
- (8) 青年就農給付金(準備型)について、就農形態または研修機関別の給付金額の設定や、給付時期の見直し等、多様な新規就農者に対応できる制度とすること。

(9) 認定農業者制度について、事務手続きが煩雑なうえに大きなメリットがないと考える農業者が多いことから、事務手続きの簡素化を図り、更に本市独自の優遇措置を創設するなど、制度の魅力づくりを行うこと。

## (回 答)

- (1) 第12次高知市農業基本計画(H27～H31)においては、「地域の特性を活かした農業振興」を基本方針とし、「農業の基盤整備」「域内外への安定供給を可能とする産地づくり」「地域農業の核となる担い手の確保」「地域特性を活かす特色ある農業の展開」の4つの施策に取り組むこととしております。この中における具体的な取組としまして、園芸農業の振興や農林水産物活用外商推進事業などを進めており、今後も予算の確保をはじめ、各地域の実態を考えた実施施策を進めてまいります。
- (2) 新たな農業従事者の確保のためには、農業者、JA、行政等関係機関が一体となった支援策を継続的に進めることが重要と考えております。「(仮称)農業技術センター」につきましては、南国市にあります「高知県農業技術センター」の利活用を図ることや、他市の先進事例も研究し、農家、関係機関等の意見も聞きながら必要性について検討してまいります。また、独自に品種改良等に取り組んでいる農家等につきましては、新たな商品開発や販路の確保のための商品PRの場を設けるなど、関係機関と連携したマッチング支援を行ってまいります。
- (3) 平成27年4月に制定された「都市農業振興基本法」を受け、国は昨年5月に「都市農業振興基本計画」を策定しており、その中では、「稠密な市街地においては、火災発生等の延焼防止や災害発生時の一次避難場所としての農地の活用に対する期待は大きく、炊き出しや物資供給を行う災害支援拠点、又は仮設住宅用地や復旧用の資材置場等として一定期間防災機能を発揮することも期待されている。」と記されています。
- 一方、本市では、「災害時応急対策等の協力に関する協定」を平成27年4月に、JA高知市、JA高知春野と締結し、大規模災害時の食

糧及び用地確保について協力をいただけることとなっております。

また、国の基本計画の中では、「政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」として、「都市農業のための利用が継続される土地に関し、税制措置が適切に講じられることが重要である。」と記されています。

市街地農地を持つ本市においても、税制上の措置が、都市農業振興を図っていく上で必要な施策のひとつであると認識しており、国の税制措置を注視するとともに、今後、他自治体等の事例も踏まえて計画作成について、研究・検討をまいります。

- (4) 「農業タンク津波対策事業」につきましては、平成 28 年度実績としまして、J A 高知春野管内で 14 基、J A 高知市管内で 11 基の合計 25 基の整備に対し支援を行いました。今後も J A と連携し、農家のご理解・ご協力も得ながら計画的に実施してまいります。
  
- (5) 本市の地籍調査を実施する上での基本方針につきましては、東日本大震災の実態や復旧の経過、さらには南海トラフ大規模地震の被災想定などから、現在は長期浸水地域を重点的に実施しております。  
本市全域での地籍調査の進捗率は、今年 3 月末時点で約 46.7% という状況であります。  
地籍調査事業につきましては、全国の自治体で実施されておりますことから、国の補助額を減額決定される場合もございます。  
このような状況の下ではありますが、事業の拡大を目指し国・県に継続して要望し、春野地域などの未調査の津波浸水予測地域につきましても、順次、取り組んでまいりたいと考えております。
  
- (6) I T 技術を駆使した農業につきましては、作業工程や新たな農業技術をデータとして蓄積・分析することで、作業の軽減に伴うコスト削減等の可能性はありますが、同時に市場の需要動向や、収穫・出荷状況のデータとも連動させなければ、農家の大きな所得向上には繋がらないと考えております。しかし、一方で農業従事者の減少や高齢化によりまして、労働力の確保が重要な課題となっており、今後、I T 技術を駆使した総合的な生産システムを構築した事例などを研究してまいりたいと考えます。

(7) 今後は農家の廃業や規模縮小等により、使用されなくなる農機具等が増えてくることも予想されます。まだ使えるが使用されなくなった農機具につきましては、現在は、個々での情報交換や民間業者を通じての売買が中心であると思われます。このため売買の現状や農業者の意向等も踏まえた検討が必要と考えます。

(8) 青年就農給付金（準備型）につきましては本市では、国及び県による二つの制度を活用しております。研修生の目指す就農形態も様々なことから、専業農家、兼業農家、親元での就農などの区分を設け、給付金額を設定し支援をしております。

給付時期につきましては、いずれの支援も半期ごとの前払いとなっておりますが、7月に事業計画の審査が行われる関係から、研修に入る状況によっては、第一回目の給付時期が遅れることがある制度となっておりますので、ご理解をお願いいたします。

(9) 認定農業者制度におけるメリットとしましては、国・県等の施策支援を受ける場合において、地域で認定農業者がいることが採択要件となることなどがあげられます。

ご指摘の認定農業者の申請手続きにおいては、自己において作成した経営改善計画書を提出していただくことになっており、計画書の作成につきましては、JA・県普及所・高知市が連携し、記載方法や記載例などを挙げながら支援を行うことにより、今後も可能な限り農業者の負担軽減を図ってまいります。

## 2 学校教育における農作業の体験学習の推進について

平成27年4月に都市農業振興基本法が成立し、本年5月には「都市農業振興基本計画」が閣議決定されました。今後は、基本計画に沿って本市でも都市農業振興のための地方計画が策定されることとなります。本市では、これまでも学校における食育の取組を推進してきましたが、現在の取組では、米作や野菜の栽培などを行う農業体験の取組事例よりも、食育基本法が定める広義な食育の取組が主流を占めているように感じます。

そこで、都市農業振興基本法の考え方に基づく農作業体験学習の取組を市内全域で進めるために、次の事項について要望します。

- (1) 学校周辺の農地を借り上げ、農作業体験学習を行うシステムを構築するために、教育委員会・学校・農林水産部・農業委員会で検討委員会を立ち上げ、行政の役割分担の明確化と連携の確保に取り組むこと。
- (2) 農作業体験学習を推進するうえで、積極的に協力する農業者に配慮し、講師謝金等の改善及び体験学習に係る費用の実費を市が負担すること。
- (3) 収穫した農産物を一緒に料理し食べることにより、地域の農業者と子ども達の交流が育まれるため、食育の一環として事業の更なる推進に取り組むこと。

## (回 答)

- (1) 学校教育において、農業者の方の協力を得ながら農作物の栽培体験をすることは、食育推進のための重要な活動の一つと考えております。  
本市の小学校では、近隣に農地が無く、農地借り上げ方式が困難な学校では、学校花壇を利用した野菜づくりを16校で実施しております。また、酪農教育ファームでは、子牛のえさやり・哺乳体験などを17校で実施をしております。  
教育委員会としましては、こうした農業体験を行うことのできる体制づくりを進めていくことが、食育をより効果的に推進していくために必要であると考えておりますので、関係機関と連携し、農業体験学習の取組について効果的な体制を整えてまいりたいと考えております。
- (2) 本市の食育体験学習事業は、1校当たり2回までの実施を上限とし、1回ごとに講師報償費と材料費を支出する仕組みとなっております。  
これまでの食育体験学習では、栽培体験及び調理実習等において生産者等の方から指導を受けながら、食物を大事にし、食物の生産者等に関わる方に感謝する心の醸成等、学習の目標・目的を持たせ、体験

学習の内容を他の教科・領域と関連させる等，より教育的効果を向上させるよう取り組んでおります。

食育体験学習につきましては，教育委員会として各学校とこれまでの食育体験学習の経緯について協議する等実態把握に努め，今後のあり方について検討してまいります。

- (3) 学校においては，収穫した農産物を学校給食や家庭科，生活科，総合的な学習の時間等の学習に活用しております。生産者を招待して，「地域の野菜を使ったお弁当作り」など実際に調理をして一緒に食べる体験も，平成 28 年度は 14 校で 20 事業ほど計画・実施されております。

また，農業に関するお話を直接伺ったりする時間を設けて交流を深める取組などにより，間近に生産者を感じ，農業に対する親しみを持つ機会となっておりますので，今後も継続してまいりたいと考えております。

### 3 学校給食における地場産品の活用について

地域食材を学校給食に活用することにより，子ども達にとっては，食材を身近に感じることができ，地域を意識し大切にする心や，生産者の苦勞，「働く」ということへの理解，食品の安全性や環境問題について学習することができます。また，「もったいない」の意識が芽生え，感謝の気持ちから食べ残しが減少し，子どもを通して家庭の地産地消・食育の推進も期待ができます。地域の生産者にとっては，やりがいにつながり，地域の活性化と一定の収入確保にも貢献できるものです。

高知市の学校給食は，全国に先駆け，昭和 52 年から米飯給食を開始しました。現在の週 4 回の米飯給食の実施は全国的にも珍しく，このコメを全量高知市産にしていこうとする高知市の方向性は，主食の地産地消を徹底する意味においても，よりその意義を深めることになると確信します。

こうしたことを着実に実現し，学校給食における地場産品の活用を更に進めるために，次の事項について要望します。

- (1) 中学校給食の完全実施（H30 年度）に併せた学校給食米の全量高知市産導入に向け、生産者や関係機関等との協議を精力的に進めること。
- (2) 農業の振興、学校給食米の生産支援と年間を通じた安定確保の観点から、「(仮称) 学校給食米生産者支援費補助金」の創設について検討すること。
- (3) コメ以外の地場産品についても、高知市産の導入を進めるため、課題である品目別生産量の確認、生産者と納入業者の組織化、注文・支払方法の整理などの取組を進めること。

#### (回 答)

- (1) 本市の学校給食食材は、高知市学校給食会が調達しており、高知県産コシヒカリを中心に指定し、購入しております。現在実施している給食では、年間約 250 t の米を使用しており、平成 30 年度に中学校給食が始まると、新たに年間約 100 t の米が必要となります。

市内で生産している米の集荷量は、学校給食を賄えるだけの量があると、農政担当課（農林水産課）にも確認しておりますので、「中学校給食の運営に関する実施方針」でも明記しているとおり、現在の食材の調達体制を活かしながら、生産者や納入者となる高知市学校給食会指定業者等の関係機関、また、担当課と連携し、高知市産米の必要量の確保に向け検討してまいります。

- (2) 他の自治体において、学校給食米を生産または出荷する農業者等に対し、農業振興や環境保全型農業の推進、地場産農作物の利用促進などの目的で、補助金制度が設けられている事例を確認しております。

本市におきましても、農業振興施策の一つとして、学校給食用米の納入支援施策について、研究・検討してまいります。

- (3) 学校給食は、一定の期間内に一定量確保できることが条件となりますので、品目ごとの生産状況から、活用について判断していくこととなります。

高知市の主要な野菜の生産量は、「高知県農業の動向」等を参考に確認しており、平成28年度は、冬春きゅうりや冬春トマトなどが、活用できる可能性があることを確認しております。

一方、学校給食での使用品目と市内の収穫量の課題以外にも、40か所ある調理場への配送など、課題となっている部分もありますので、これまでの食材の調達体制を活かしつつ、新たな方法も検討してまいります。

#### 4 有害鳥獣の駆除及び被害防除対策について

有害鳥獣による農作物被害は、鳥獣生息域の拡大及び狩猟による捕獲量の低下、耕作放棄地の増加などから拡大傾向にあります。近年、全国では毎年200億円を超える被害が発生しており、深刻な影響を及ぼしています。農作物被害は農家の生産意欲の減退や耕作放棄地の拡大につながるものであり、継続的で本格的な取組が求められています。

有害鳥獣対策は、「防護柵の設置・管理」「環境整備」「花火による追い払い」「捕獲」の4対策が重要であり、次の事項について要望します。

- (1) 「第3次高知市鳥獣被害防止計画」の最終年度となる来年度に向け、被害状況の詳細な調査と計画に則った着実な事業実施を行うこと。また、第4次の同計画の策定に当たり、第3次計画の総括を行うこと。
- (2) 狩猟期外のシカの捕獲報償金の新設や、対象鳥獣による被害の状況に応じた報償単価の増額など、捕獲意欲の喚起につながる見直しを行い、その充実・強化に取り組むこと。
- (3) 有害鳥獣駆除の担い手確保のため、捕獲技術の高い狩猟熟練者が、他の狩猟者を育成する制度等の仕組みを構築すること。(先進例：佐賀県武雄市)
- (4) 侵入防止柵等の被害防止施設や捕獲機材の導入等、その充実に努めること。効果的で安価と報告されている竹と間伐材で作る

「イノシシ檻」の安全性・実用性について検討すること。(先進例：愛知県岡崎市)

**(回 答)**

(1) 有害鳥獣による農作物被害は年々増加している状況にあることから、今後も詳細な被害情報の収集・整理を行い、効果的な事業実施に取り組んでまいります。

また、「第4次高知市鳥獣被害防止計画(H30～H32)」の策定にあたっては、第3次被害防止対策についての検証・総括を行い、農作物被害をおよぼす対象鳥獣の拡大等、実行性のある被害防止対策を進めてまいります。

(2) 平成29年度につきましては、ご意見のありました狩猟期外のシカについて捕獲報償金を新設することといたしました。また、その他の有害鳥獣につきましても、被害状況、捕獲頭数を見ながら、対象鳥獣としての見直しを検討してまいります。

(3) 武雄市の事例では、県猟友会が実施する狩猟免許を取得する者を対象とした講習会において、捕獲技術の高い熟練者が受講に専門的・実用的な技術や手法等を教示しているとのことでした。

本市においても、狩猟者の確保は喫緊の課題でありますことから、猟友会と連携し、県制度も活用しながら、初心者講習会、射撃教習の受講に要する費用を全額補助し、新規狩猟者の確保に努めております。

また、県の事業を利用して、ワナ名人と呼ばれる狩猟熟練者を講師に招き、ワナ技術向上の講習会を開催するなど、今後とも狩猟者の確保、捕獲技術の向上に努めてまいります。

(4) 侵入防止柵の設置につきましては、集落ぐるみで取り組む事業として、平成28年度に国事業を活用し、土佐山網川地区で500m、行川地区で2,500m、鏡梅ノ木地区で500mの防止柵を設置しました。また平成27年度からは、集落ぐるみでの防止柵設置が困難な農業者に対し、県事業を活用した補助制度も設けており、今後も支援を強化してまいりたいと考えております。

捕獲機材については、これまで高知市鳥獣被害対策協議会を通じ、金属製のイノシシ捕獲檻の導入を図っており、平成28年度は8基（うち市補助分5基、国補助分3基）の導入を行いました。また現在、協議会の所有する約100基の捕獲檻を狩猟者に貸し出しており、有害鳥獣の捕獲に成果を上げております。

竹の間伐材で作る「イノシシ檻」につきましては、岡崎市の事例によりますと、利点として「軽トラックで運べるため、2人でも移動できる」「固定式捕獲檻の3分の1の材料でできるため、制作費が安い」等があるとのことであり、今後は狩猟者からも意見をいただき、その実用性等を研究してまいりたいと考えております。

## 5 農業用水の確保・排水対策について

高知市における農業の振興にとって、農業のしやすい農業生産基盤の整備、とりわけ良質で安定した農業用水の確保と排水対策は重要です。また、恒久的な水源かん養について取り組んでいく必要があります。

農業用水の確保の点では、東部地域の高須北部において、塩水化が進行し、以前より国分川からの取水の必要性が求められています。中山間地域においては、谷川等の三面張りにより地下への雨水浸透が減少し、森林の整備が進まないことも相まって用水不足が発生しています。また、長浜地域でも森林の確保による水源地を維持し、保水力を高める必要性が指摘されています。

以上のような現状を踏まえて、次の事項について要望します。

- (1) 塩水化が進行している高須北部における課題解決に向けた国分川支流の菱池川からの取水等、良質な農業用水の確保のために具体的で積極的な施策を実施すること。
- (2) 排水対策について、老朽化したポンプ場の早急な改修工事を行うこと。

## (回 答)

(1) 高須北部（長場江地区）の農業用水は、従前はポンプにより地下水を汲み上げ利用していましたが、その後、多量の汲み上げ等で塩水化が進行したものです。

このことから、現在は、出分の池の水を主な用水としています。菱池川からの取水につきましても、数億円規模の事業費が必要となりますことから、今後も、出分の池の活用を考えております。

なお、平成 27 年度は用水ポンプを一基更新しております。

(2) 耕地課の所管する排水機場は市内に 27 箇所あり、そのほとんどが昭和 50～60 年代に整備されたものであり、多くが設置後 30 年以上経過しており、毎年巡回点検を行い、オーバーホール等の整備を行うことで、機能維持に努めているところです。

今後も引き続き、巡回点検等により各排水機場の状況を把握し、必要な整備や設備更新を行うとともに、国事業であるストックマネジメント事業も活用し、各排水機場が機能するよう維持管理してまいります。

## 6 中山間地域の農業振興について

中山間地域の振興作物としては、ユズ・四方竹・ハウスミョウガ・花卉・ショウガなどがあり、JA 高知市及び高知県園芸連を通じて大都市圏を中心に共同販売がされています。また露地野菜等は地元市場や直販所等への出荷により、直接販売がされています。

中山間地域の農業の特徴は、傾斜地が多く、農地は狭小で分散し、不十分な基盤整備から機械化がなされておらず、平坦地に比べて生産条件や生産性は極めて厳しい現状にあります。また、農業従事者の高齢化に伴う労働力不足の顕在化、有害鳥獣による農産物被害の拡大は深刻さを増しています。

このことは、耕作放棄地の拡大を助長し、中山間地域の持つ国土の保全や水源かん養等の多面的機能維持の困難性を増幅しています。このような厳しい現状に対応し、各種課題を克服していくために、次の事項について要望します。

- (1) 中山間地農業の条件不利を補正するために、高知市中山間農業活性化事業費補助金制度等の交付対象者に、中山間地域等直接支払事業に取り組む協定集落を加えるなど、見直しを通して活用を促し、農業生産基盤整備（せまち直し、耕作道整備など）を進めること。
- (2) 地域に中山間地農業を支える拠点や仕組みを構築することで、農業の6次産業化や庭先集荷サービスの拡充、農地等の権利を持っている人の経営継承などを促し、担い手の育成とともに農業を通して高齢者や女性が生きがいをもって働くことができる農業支援を行うこと。
- (3) 中山間地域等直接支払制度の充実・強化に向け、協定締結面積の拡大等更に取組を進めること。

#### (回 答)

- (1) 中山間農業活性化事業は、中山間地域における農業及び農村の維持・再生に向けて集落営農組織を育成することで、中山間地域の農業の活性化を図ることを目的としており、補助対象者は、集落内の農業者の過半数で構成される集落営農組織や、3戸以上で、且つその過半数が農家により構成される組織等となっております。

この「中山間地域の農業の活性化」という事業目的からは、農地の保全に加え、農業所得の確保を目指す取組が必要であると考えております。このため、補助対象者に中山間直接支払事業に取り組む協定集落を加えることにつきましては、集落協定によりこうした取組を行っていると思われる場合には、対象となると考えております。

- (2) 中山間地域の農業を支える拠点や仕組みづくりにつきましては、土佐山地域において、一般財団法人夢産地とさやま開発公社が平成28年度から、高知県複合経営拠点支援事業の複合経営拠点として位置づけられており、高齢農業者を支える庭先集荷事業や新規就農者支援、さらには6次産業化への取組を進めているところです。

また、鏡村直販店組合が開設・運営する2つの店舗が、鏡地域の農

産物販売の拠点として、農家所得の向上に寄与するとともに、地域の情報発信や交流の拠点としての役割も果たしています。

さらに、本市では鏡地域を中心に栽培されているイタドリを新たな地域特産物として販売していく取組を進めており、中山間地域における有望品目として生産拡大に向けた支援を行ってまいります。

なお、高齢化による農業の担い手不足や、急傾斜地が多く農地が点在していることなど耕作条件等が不利な地域においては、地域の実情に応じた効果的な取組が重要であり、引き続き既存の集落営農組織等における農作業受託や特産物の生産拡大など地域農家を支えていく受け皿づくりへの支援を進めてまいります。

- (3) 中山間地域等直接支払制度につきましては、中山間農地の適正管理を通じて、水源涵養や国土保全などの多面的機能の発揮につなげていくものであり、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続させるとともに、住民の安全で安心な生活環境の維持に寄与するためにも、重要な施策であると考えております。

現在、本市では39集落で集落協定が締結されており、特に中山間地域のほとんどの地域において、この制度を活用した活動に取り組んでいただいておりますが、まだ協定農用地となっていない農地も存在しますので、今後も農地の追加等の呼びかけを行い、取組面積の拡大につなげてまいります。

## 7 竹林対策について

かつて竹は、日用品や工芸品、食材として衣食住に欠かせない資源として存在してきました。しかしながら今日では、石油系製品の普及によってその使用が大きく減少してきました。残された竹林は、他の樹木との生存競争に強いことから分布が拡大し、高齢化等による竹林の維持管理の困難性と相まって、その被害が深刻度を増しています。

農業の基本となる「農地の保全」「農地を守る」という観点から、その対策が急務であり、次の事項について要望します。

- (1) 市域における竹林被害の現状を詳細に把握したうえで、竹林被

害対策を施策として位置づけ、具体的な竹林整備事業を開始すること。

- (2) 竹資源の利活用において、民間事業者への支援、産学官の連携等に引き続き取り組むとともに、その発展に最大限の協力と支援を行うこと。

## (回 答)

- (1) 市内の竹林面積は高知大学の調査によれば 1,422ha で、森林面積の約 8.3%を占めており、竹林は平野部の里山から鏡川上流域まで広く分布しております。

竹林による被害としましては、スギ・ヒノキ等の人工林地への侵入や、耕作放棄地が竹林に置換してしまっている箇所も見受けられることや、竹林において収穫されない筍が、有害鳥獣の生息・繁殖を誘引し、農作物への被害に繋がることも懸念されます。

これらの竹林被害対策につきましては、竹林管理が適切にされている場合にも隣接地への侵食が発生することから、まずは竹林、農地それぞれの土地所有者としての管理責任を果たしていただくことが基本となるものと考えています。

このことによりまして、管理が行き届かない放置竹林を減らすことが最も有効であると考えており、そのために必要な整備事業や支援策について、今後先進事例も含めて研究してまいりたいと考えております。

- (2) 竹材の利活用については、土佐山地区において、民間事業者が地域との連携による竹材の集荷体制を確立しており、集成材や高級車のハンドル材への加工、竹の未利用部位を工業用ブラシやチップなどに活用するなど、新たな価値を生み出す取り組みが始まっております。

竹材の供給に関しましても、森林組合との連携や地域への働きかけ等の協力を行うことで、この取組を安定・拡大させてまいります。

さらに、竹を資源とした循環の仕組みの構築を目指し、竹材を多方面に商品化することや、新たな分野で活用するために必要な支援を関係機関と連携しながら行ってまいります。

## 8 春野町仁ノ地区の農用地の排水及び「小松沼」の排水対策について

仁ノ地区は降雨の際、小松沼が遊水池となっています。その小松沼にある排水ポンプは老朽化し、著しく排水能力が低下しており、また、重大な問題として、複数企業が小松沼を残土捨て場として利用しています。このことから、池の縮小化が進み、遊水池としての機能が失われてきています。

本地区では、毎年と言っていいほど豪雨・台風により園芸施設が浸水被害に遭い、農業経営を圧迫しています。また、平成2年頃から高く積み上げられた小松沼の残土が、豪雨時に崩壊、土砂流出し、排水機能を低下させる可能性が年々高まっています。これらのことから、農用地への浸水はもちろんのこと、生活道や住宅地への浸水が懸念され、地区住民は不安にさらされています。

平成23年からの高知市への要望により、現在、排水ポンプ用地確保は完了し、平成29年度には排水ポンプ周辺土木工事完成予定、平成30年度には排水ポンプ設置完成予定という高知市耕地課からの回答をいただき、今後の営農活動にも励みとなっています。ただし、農用地内の排水路については設置個所の計画はできているものの、用地買収がまったく成されていないため、実施工事に至りません。本地区では、排水ポンプの増強と排水路を設置しなければ、治水機能が向上しないと考えるため、次の事項について要望します。

- (1) 排水対策強化の早期実現に向けて、地権者と十分な協議をしながら、排水機場までの排水路用地の確保、実施設計、施工に取り組むこと。

### (回答)

- (1) 仁ノ排水機場の増設工事につきましては、平成28年度より土木工事を、平成29年度は建築工事、平成30～31年度は機械工事を行い、平成31年度に完成する予定となっています。

また、この排水機場に接続する排水路につきましては、平成27年度までに基本設計及び実施設計を行いました。

この資料を基に、平成 28 年 7 月に地元説明会を開催し、排水ルート等について了承をいただきましたので、本年度から用地測量を行い、平成 31 年度の完成を目指し事業に取り組んでまいります。

## 9 法定外公共物に係る地元負担の軽減について

高知市は、農道や水路の改修・整備を地元施工で行う場合、高知市土地改良事業等補助金交付要綱において、その経費について土地改良事業補助金を交付すると定めています。しかしながら補助率は 100%ではなく、かんがい排水事業の水路の新設及び改良では、平坦地域では事業費の 75%以内、中山間地域では事業費の 80%以内の補助となっています。また、農業基盤整備促進事業でも 10%の分担金の負担が必要です。

しかしながら、農道や水路の法定外公共物は市の行政財産であり、その機能の公益性などから、改修・整備のための予算を確保するよう、次の事項について要望します。

- (1) 農道や水路は高知市の行政財産であることから、十分な予算を確保のうえ、高知市が実施主体となって改修・整備を行うこと。

### (回 答)

- (1) 全額補助による市単土地改良事業は、原材料支給や維持管理等、規模の小さい改修工事を行うもので、その他の事業につきましては、ご指摘のとおり地元負担金をいただき、農道・水路の改修・整備を行っております。

地元負担金の軽減等につきましては、整備事業毎に予算の制限があり、軽減することで他の整備事業への影響が出ることとなり、他都市の調査結果でも、地元負担金に本市との差異が見られないことから、現時点での軽減等の対応は困難と考えております。

## 10 農業委員会の体制の強化について

平成 28 年 4 月 1 日の「農業委員会等に関する法律」の改正により、新しい農業委員会体制として市長の任命する農業委員と、農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員がお互いに協力して、法定業務となった農地利用の最適化に積極的に取り組むこととなりました。

そこで、市内全域の農地情報を把握し、農地の適正管理に取り組むために、次の事項について要望します。

- (1) 現在の農業委員定数は 38 名であるが、農地利用の最適化を進めるために、農業委員と農地利用最適化推進委員の合計で、今まで以上の委員を配置できる予算措置を行うこと。

### (回 答)

- (1) 農業委員会法の改正に伴います新たな組織体制につきましては、皆様方からのご要望の趣旨も踏まえ、昨年 12 月議会において、農業委員の定数を 19 名に、新たに新設する農地利用最適化推進委員の定数を 32 名とする条例改正議案を提案し、可決されたところです。

そのため、農業委員及び農地利用最適化推進委員の委員定数の合計は、現行の農業委員数 38 名から 13 名増加した 51 名となっており、平成 29 年度予算においては、この条例定数に沿った委員数を配置できる予算を措置しております。

### 【国・県への要望】

本市農業の更なる発展と課題解決に向けて、次の事項の実現に向けて国・県への働きかけを要望します。

- (1) 農業者であれば広く加入できる農業者年金制度について、後継者とともに農業経営を担っていくべき配偶者についても保険料補助の対象となるよう、制度を更に充実させること。

- (2) 食料自給率の向上のために、優良農地や農業用水等の農業資源の確保や有効利用を着実に推進すること。
- (3) 新規就農者や後継者の育成・技術支援のための指導農業士の充実等の施策に総力をあげて取り組むこと。
- (4) 春野地域の遅能の底井流（そこゆる）については、冠水被害対策として、豪雨時における県道下をくぐる南北の水量を考慮し、改修すること。
- (5) 春野地域の新川川の護岸整備については、未整備区間の早期完了に向けて予算を確保のうえ取り組むこと。その支流である北山川の下汲地橋から遅能の底井流（そこゆる）までの浚渫工事計画についても、数年かかる予定であるとのことだが早期に完成すること。また、土砂堆積や草が繁茂するサイクルが早いため、永年に河川機能が維持できるような工法を検討すること。

## (回 答)

- (1) 農業者年金制度の保険料補助対象を、後継者の配偶者にも拡大するご要望につきましては、昨年度も高知県市長会を通じて要望を行い、平成 28 年 6 月全国市長会議において、農業の振興に関する提言の一部として決定され、関係省庁等に提出されております。  
本年度も制度の実現に向けて、引き続き高知県市長会に議案として提出を行っております。
- (2) (3) 本市農業の安定的な生産と供給力の向上を図り、農業者が安心して生産活動を行える環境を整えるとともに、あわせて担い手の育成と指導者への支援、農業生産施設の維持・強化を図ることは、国・県の支援が必要であるため、引き続き高知県市長会に議案として提出を行ってまいります。
- (4) 春野地域にある北山川につきましては管理者である高知県（高知土木事務所）から、「北山川の遅能の底井流（そこゆる）より上流につき

ましては浸水解消に向け、平成 27 年度に、浸水軽減効果を概略検討しました。現在、家屋等への浸水被害が頻発する河川の改修を優先的に進めており、県内の他河川との調整を図りながら事業化について検討します。」との回答を頂いております。

- (5) これにつきましても同様に河川管理者の高知県からは、「新川川の護岸整備については、引続き護岸整備を進めておりますが、早期の事業完成に向け、継続的な予算確保に努めてまいります。

次に、河川の浚渫等の維持管理につきましても、現状の土砂の堆積状況や草などの繁茂状況及び護岸の状況を把握し、治水上支障がある箇所につきましても、土砂の掘削などを実施し、洪水を安全に流せるよう適切に対応していきます。また、堤防の草刈り等は住民の皆様方の力をお借りして実施するなど、官民協働での取組を拡げていきたいと考えます。」と伺っております。

新川川及びその支線も含めた河川の拡幅並びに護岸の整備、また維持管理につきましても、本市といたしましても重要な課題と捉えており、引き続き河川管理者である県へ要望してまいります。